

平成26年第4回泉南市議会定例会議案書

議 案 一 覧 表

(平成26年12月3日提出)

議 案		件 名	ページ
種 類	番 号		
議 案	1	泉南市公平委員会委員の選任について	1
議 案	2	人権擁護委員を推薦するための意見を求めるについて	5
議 案	3	人権擁護委員を推薦するための意見を求めるについて	9
議 案	4	人権擁護委員を推薦するための意見を求めるについて	13
議 案	5	調停の申立てについて	17
議 案	6	泉南市附属機関に関する条例及び報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について	19
議 案	7	一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について	23
議 案	8	泉南市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について	27
議 案	9	泉南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用に関する条例の制定について	31
議 案	10	泉南市子ども総合支援センター条例の制定について	47
議 案	11	泉南市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	53

議 案		件 名	ページ
種 類	番 号		
議 案	12	泉南市農用地整備基金条例の廃止について	57
議 案	13	泉南市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について	61
議 案	14	平成26年度大阪府泉南市樽井地区財産区会計補正予算（第1号）	65
議 案	15	平成26年度大阪府泉南市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）	71
議 案	16	平成26年度大阪府泉南市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）	77

議案第1号

泉南市公平委員会委員の選任について

次の者を泉南市公平委員会委員に選任したいので、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第9条の2第2項の規定により議会の同意を求める。

平成26年12月3日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

住 所 泉南市男里四丁目22番38号
氏 名 久 吉 侑 子（くぜ じゅんこ）
生年月日 昭和22年1月17日
職 業 無職

提案理由

久吉侑子氏は、平成27年1月31日をもって任期満了となるが、泉南市公平委員会委員として最適任者と認め再任したいので提案するものである。

議案第1号参考

久吉 侑子 氏 経歴

昭和42年	3月	常盤会短期大学卒業
同 42年	4月	学校法人新金岡幼稚園教諭
同 44年	4月	岸和田市立八木幼稚園教諭
同 47年	4月	泉南市立雄信幼稚園教諭
平成 4年	4月	泉南市立新家南幼稚園園長
同 9年	4月	泉南市立鳴滝幼稚園園長
同 12年	4月	泉南市立一丘幼稚園園長
同 16年	4月	泉南市立雄信幼稚園園長
同 19年	3月	泉南市教育委員会退職
同 23年	2月	泉南市公平委員会委員に就任（現在に至る。）

議案第 2 号

人権擁護委員を推薦するための意見を求めるについて

次の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 2 4 年法律第 1 3 9 号）第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

平成 2 6 年 1 2 月 3 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

住 所 泉南市男里五丁目 5 番 2 0 号
氏 名 古谷 美枝子（ふるや みえこ）
生年月日 昭和 2 3 年 5 月 3 0 日
職 業 無職

提案理由

古谷美枝子氏は、平成 2 7 年 6 月 3 0 日をもって任期満了となるが、人権擁護委員として最適任者と認め再推薦したいので、意見を求めるものである。

議案第2号参考

古谷 美枝子 氏 経歴

昭和42年	3月	福岡県立若松商業高等学校卒業	
同	42年	4月	株式会社山善勤務
同	46年	9月	株式会社山善退職
平成	3年	4月	雄信地区婦人会副会長
同	6年	4月	雄信地区婦人会会長
同	6年	4月	泉南市婦人団体協議会書記
同	8年	1月	泉南市人権擁護委員（6期目）（現在に至る。）
同	11年	6月	子どもの人権専門委員
同	18年	10月	泉南市情報公開・個人情報保護制度運営審議会委員、泉南市情報公開・個人情報保護審査会委員
同	19年	4月	岸和田人権擁護委員協議会常務委員
同	23年	5月	泉南市男女共同参画推進懇話会委員
同	24年	4月	岸和田人権擁護委員協議会副会長
同	24年	4月	大阪府人権擁護委員連合会理事

議案第3号

人権擁護委員を推薦するための意見を求めるについて

次の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

平成26年12月3日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

住 所 泉南市新家2787番地の70
氏 名 平田 政美（ひらた まさよし）
生年月日 昭和16年9月3日
職 業 無職

提案理由

平田政美氏は、平成27年6月30日をもって任期満了となるが、人権擁護委員として最適任者と認め再推薦したいので、意見を求めるものである。

議案第3号参考

平田 政美 氏 経歴

昭和40年	3月	近畿大学理工学部卒業
同 40年	4月	堺市採用
同 49年	4月	堺市同和主担者
平成 元年	4月	泉南市青少年指導員
同 7年	4月	泉南市新家東区長
同 11年	4月	泉南市新家地区区長連絡協議会副会長
同 11年	4月	泉南市区長連絡協議会会計監査
同 11年	4月	泉南市新家地区福祉委員会副委員長
同 13年	4月	泉南市青少年指導員
同 14年	4月	泉南市新家地区福祉委員会幹事
同 15年	1月	泉南市人権擁護委員（4期目）（現在に至る。）
同 15年	4月	泉南市新家東区長
同 15年	4月	泉南市新家地区区長連絡協議会会長
同 15年	4月	泉南市区長連絡協議会副会長
同 19年	4月	泉南市新家東区長
同 22年	4月	岸和田人権擁護委員協議会常務委員
同 22年	4月	岸和田人権擁護委員協議会監事

議案第4号

人権擁護委員を推薦するための意見を求めるについて

次の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

平成26年12月3日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

住 所 泉南市樽井三丁目22番24号
氏 名 上野 和子（うえの かずこ）
生年月日 昭和21年8月8日
職 業 無職

提案理由

真鍋正子氏が、平成27年6月30日をもって任期満了となるため、同委員の後任の人権擁護委員として上野和子氏を最
適任者と認め新たに推薦したいので、意見を求めるものである。

議案第4号参考

上野 和子 氏 経歴

昭和40年	3月	大阪府立泉南高等学校普通科卒業	
同	40年	4月	泉南町職員として採用
平成19年	3月	泉南市退職	

議案第5号

調停の申立てについて

土地の境界を確定させるため、次のとおり調停の申立てをしたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。

平成26年12月3日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

記

- 1 調停の申立てをする相手方の住所及び氏名
泉南市内在住
〇〇〇〇

- 2 調停の申立ての要旨

市は、相手方に対し、泉南市樽井地区財産区が所有する次の土地と相手方の所有する泉南市樽井五丁目〇〇〇〇番との境界を確定させるため調停を求める。

所在地番 泉南市樽井五丁目1785番1

登記地目 原野

登記地積 89平方メートル

3 授権事項

- (1) この調停が成立しなかった場合又はこの調停において目的を達することができなかった場合は、境界確定訴訟を提起することができる。
- (2) この調停又は前号の訴訟において必要があるときは、適当と認める条件で相手方と和解する。

議案第 6 号

泉南市附属機関に関する条例及び報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定
について

泉南市附属機関に関する条例及び報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 26 年 12 月 3 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

提案理由

プロポーザル方式による委託業務事業者選定委員会の設置及び選挙立会人の報酬について規定するため、本条例を提案するものである。

泉南市附属機関に関する条例及び報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例

(泉南市附属機関に関する条例の一部改正)

第1条 泉南市附属機関に関する条例(昭和46年泉南市条例第11号)の一部を次のように改正する。

別表第1中泉南市ホテル等建築審議会の項の次に次のように加える。

泉南市プロポーザル方式による委託業務事業者選定委員会	市が実施する委託業務の事業者選定に係るプロポーザルにおいて、企画提案等についての審査に関する事項
----------------------------	--

(報酬及び費用弁償条例の一部改正)

第2条 報酬及び費用弁償条例(昭和31年泉南市条例第23号)の一部を次のように改正する。

別表開票立会人の項の次に次のように加える。

選挙立会人	一選挙 11,500円
-------	-------------

別表ホテル等建築審議会委員及び臨時委員の項の次に次のように加える。

プロポーザル選定委員会委員	日額 7,500円
---------------	-----------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第7号

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成26年12月3日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

提案理由

勤務の特殊性に応じて支給する特殊勤務手当について、実情に応じて一部を廃止するため、本条例を提案するものである。

泉南市条例第 号

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和49年泉南市条例第15号）の一部を次のように改正する。
別表特別収集手当の項を削り、同表中夜間特殊勤務手当の項から救急救命士の項までを削る。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

議案第 8 号

泉南市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について

泉南市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 26 年 12 月 3 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

提案理由

市民公益税制の導入にあたり、個人の市民税の税額控除の対象となる寄付金を定めるため、本条例を提案するものである。

泉南市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

泉南市市税賦課徴収条例（昭和32年泉南市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第22条の2を削る。

第23条第1項中「第2号に掲げる寄附金」の次に「若しくは金銭」を加え、「金銭を」を「次の各号に掲げる寄附金若しくは金銭（大阪府地方税法第37条の2第1項第3号に掲げる寄付金に関する条例（平成26年大阪府条例第135号）第2条の規定により指定された寄附金税額控除の対象となる寄附金のうち、市内に事務所又は事業所を有する法人又は団体に支出したものに限る。）を」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 所得税法第78条第2項第2号の規定に基づき財務大臣が指定した寄附金
- (2) 所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第217条第1号に規定する独立行政法人に対する寄附金（当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）
- (3) 所得税法施行令第217条第1号の2に規定する地方独立行政法人に対する寄附金（当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）
- (4) 所得税法施行令第217条第2号に規定する法人に対する寄附金（法第314条の7第1項第2号に掲げるものを除く。当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）
- (5) 所得税法施行令第217条第3号に規定する公益社団法人及び公益財団法人（所得税法施行令の一部を改正する政令（平成20年政令第155号）附則第13条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第217条第1項第2号及び第3号に規定する民法法人を含む。）に対する寄附金（当該法人の主たる目

的である業務に関連するものに限る。)

- (6) 所得税法施行令第217条第4号に規定する学校法人に対する寄附金（当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）
- (7) 所得税法施行令第217条第5号に規定する社会福祉法人に対する寄附金（法第314条の7第1項第2号に掲げるものを除く。当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）
- (8) 所得税法施行令第217条第6号に規定する更生保護法人に対する寄附金（当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）
- (9) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金（その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるものを除く。）

附 則

この条例は、平成27年1月1日から施行する。

議案第9号

泉南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用に関する条例の制定について

泉南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用に関する条例を別紙のように定める。

平成26年12月3日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

提案理由

平成27年度から子ども・子育て支援新制度に移行することに伴い、利用に関する手続や利用者負担額を定めることが必要のため、本条例を提案するものである。

泉南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第31条又は第43条の規定に基づき確認を受けた市内の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業（以下「保育所等」という。）の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 小学校就学前子ども 法第6条第1項に規定する小学校就学前子どもをいう。
- (2) 認定こども園 法第7条第4項に規定する認定こども園をいう。
- (3) 幼稚園 法第7条第4項に規定する幼稚園をいう。
- (4) 保育所 法第7条第4項に規定する保育所をいう。
- (5) 特定教育・保育施設 法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設をいう。
- (6) 特定地域型保育事業 法第43条第3項に規定する特定地域型保育をいう。
- (7) 支給認定 法第20条第4項に規定する支給認定をいう。
- (8) 支給認定保護者 法第20条第4項に規定する支給認定保護者をいう。
- (9) 支給認定子ども 法第20条第4項に規定する支給認定子どもをいう。
- (10) 1号認定区分 法第19条第1項第1号に規定する支給認定区分で満3歳以上の子どもの教育標準時間認定をいう。

- (11) 2号認定区分 法第19条第1項第2号に規定する支給認定区分で満3歳以上の子どもの保育認定をいう。
- (12) 3号認定区分 法第19条第1項第3号に規定する支給認定区分で満3歳未満の子どもの保育認定をいう。
- (13) 保育必要量 法第20条第3項に規定する保育の必要量をいう。
- (14) 保育標準時間区分 保育の利用時間が概ね11時間以内の保育認定区分
- (15) 保育短時間区分 保育の利用時間が概ね8時間以内の保育認定区分

(支給認定申請)

第3条 本市に住所を有する小学校就学前子どもの保護者は、保育所等を利用しようとするときは、法第20条第1項に規定する支給認定申請をしなければならない。

2 市は前項の支給認定申請を受けたときは、法第20条各項の規定により、支給認定証を交付するものとする。

(入所・入園の申込み)

第4条 前条第1項の支給認定申請を行った保護者は、希望する保育所等の入所・入園の申込みを行うことができるものとする。ただし、1号認定を受けようとする保護者は、希望する認定こども園又は幼稚園に直接入園申込を行い、当該施設を通して支給認定申請を行うことができる。

(保育認定及び利用調整)

第5条 市は前条の入所・入園申込を受けたときは、保育の必要性の事由を確認した2号認定区分又は3号認定区分の当該支給認定子どもの保育必要量により保育標準時間区分又は保育短時間区分に区分する。

2 市は当該支給認定保護者の希望する保育所、認定こども園及び特定地域型保育事業の定員、入所・入園申込状況その他を勘案し、前項の区分及び優先利用要件により児童福祉法第24条第3項及び第73条第1項に基づく利用調整を行い、当該支給認定子どもの入所・入園施設又は事業を決定する。

(利用者負担)

第6条 法第27条第3項第2号に規定する利用者負担の額は、1号認定区分については別表第1の、2号認定区分につい

ては別表第2の、3号認定区分については別表第3のとおりとする。

2 月の中途において、入所・入園又は退所・退園した者のうち、次に掲げるものの利用者負担の額は、前項の額に2分の1を乗じて得た額とする。

(1) 月の16日以後に入所・入園した者

(2) 月の15日以前に退所・退園した者

(減免)

第7条 市長は、特に必要と認めるときは、前条に規定する利用者負担の額を減額又は免除することができる。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、法の施行の日から施行する。

(泉南市幼稚園条例の一部改正)

2 泉南市幼稚園条例（昭和36年泉南市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第18条中「、別表」を「、泉南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用に関する条例（平成26年泉南市条例第 号）第6条」に、「保育料、預かり保育料」を「利用者負担の額並びに別表に規定する預かり保育料」に改める。

別表保育料の項を削る。

(保育の実施に関する条例の廃止)

3 保育の実施に関する条例（昭和62年泉南市条例第8号）は、廃止する。

(経過措置)

4 平成27年4月分から平成29年3月分までの1号認定区分の利用者負担の額については、別表第1の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号の表の左欄に掲げる同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(1) 平成27年4月分から平成28年3月分まで

読み替える項	読み替えられる字句	読み替える字句
D2	11,000円	9,000円
E1	15,000円	9,000円
E2	17,000円	9,000円

(2) 平成28年4月分から平成29年3月分まで

読み替える項	読み替えられる字句	読み替える字句
D2	11,000円	10,000円
E1	15,000円	12,000円
E2	17,000円	15,000円

5 この条例の施行前にされた利用の手續に係る事務については、この条例の相当規定によりなされた処分、手續その他の行為とみなす。

別表第1（第6条関係）

1号認定区分（教育標準時間認定区分）利用者負担額表

各月初日の支給認定子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担額（月額）
区分	定義	
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯	0円

	(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯			
B	A階層を除く市町村民税非課税世帯		特定世帯	0円
				2,000円
C 1	A階層及びB階層を除き、市町村民税所得割課税世帯であ	48,600円未満	特定世帯	5,000円
				6,000円
C 2	って、その所得割課税額の区分が次の区分に該当する世帯	48,600円以上77,100円以下		8,000円
D 1		77,101円以上122,700円以下		9,000円
D 2		122,701円以上211,200円以下		11,000円
E 1		211,201円以上301,000円以下		15,000円
E 2		301,001円以上		17,000円
備考				
1 この表において、当該年の8月分までの利用者負担額は前年度の市町村民税を算定基礎とし、9月分から翌年の8月分までの利用者負担額は当年度の市町村民税を算定基礎とする。				
2 B階層及びC 1階層における特定世帯とは、次の各号のいずれかに該当する世帯とする。				
(1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)に規定するひとり親家庭で、現に児童を扶養しているものの世帯				

- (2) 次に掲げる障害児又は障害者（それぞれ社会福祉施設に措置されている者を除く。）を有する世帯
- ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者
 - イ 療育手帳制度要綱（昭和48年厚生省発児第156号）に定める療育手帳の交付を受けた者
 - ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児
 - エ 国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者
 - オ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健手帳の交付を受けた者
- 3 C1階層からE2階層までの階層における地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第2号の所得割を計算する場合には、同法第314条の7及び同法附則第5条第2項の規定は、適用しないものとする。
- 4 地方税法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。
- 5 この表のB階層からE2階層までの階層の世帯であって、同一世帯に小学校3年生又は特別支援学校の小学部3年生までの子ども（以下「小学校3年生までの子ども」という。）が2人以上いる世帯の利用者負担の額については、この表の規定にかかわらず、次のとおりとする。

第1順位の子ども	利用者負担額表に定める額
第2順位の子ども	利用者負担額表に定める額×0.5
第3順位以降の子ども	免除
(注) 小学校3年生までの子どものうち、最年長者を第1順位の子どもとし、最年長者の次に年齢の高い者を第2順位の子どもとし、それ以外の子どもを第3順位以降とする。	

別表第2 (第6条関係)

2号認定区分(満3歳以上の保育を必要とする子どもの区分)利用者負担額表

各月初日の支給認定子どもの属する世帯の階層区分			利用者負担額(月額)		
区分	定義		保育標準時間	保育短時間	
A	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯		0円	0円	
B	A階層を除く市町村民税非課税世帯	特定世帯	0円	0円	
			2,400円	2,200円	
C	A階層及びB階層を除き、市町村民税所得割課	48,600円未満	特定世帯	7,100円	5,100円
				8,700円	6,300円

D 1	税世帯であって、その所得割課税額の区分が次の区分に該当する世帯	48,600円以上61,300円未満	12,100円	8,800円
D 2		61,300円以上72,900円未満	15,000円	10,900円
D 3		72,900円以上85,300円未満	19,000円	13,800円
D 4		85,300円以上97,000円未満	21,000円	15,200円
E 1		97,000円以上122,700円未満	21,500円	15,600円
E 2		122,700円以上146,700円未満	22,000円	16,000円
E 3		146,700円以上169,000円未満	22,300円	16,200円
F 1		169,000円以上230,700円未満	22,800円	16,500円
F 2		230,700円以上269,600円未満	23,500円	17,000円
F 3		269,600円以上301,000円未満	24,400円	17,700円
G		301,000円以上397,000円未満	25,500円	18,500円
H		397,000円以上	29,000円	21,000円

備考

- 1 この表において、当該年の8月分までの利用者負担額は前年度の市町村民税を算定基礎とし、9月分から翌年の8月分までの利用者負担額は当年度の市町村民税を算定基礎とする。
- 2 B階層及びC階層における特定世帯とは、次の各号のいずれかに該当する世帯とする。
 - (1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に規定するひとり親家庭で、現に児童を扶養しているものの世帯
 - (2) 次に掲げる障害児又は障害者（それぞれ社会福祉施設に措置されている者を除く。）

を有する世帯

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者

イ 療育手帳制度要綱（昭和48年厚生省発児第156号）に定める療育手帳の交付を受けた者

ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児

エ 国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者

オ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健手帳の交付を受けた者

3 C階層及びH階層までの階層における地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第2号の所得割を計算する場合には、同法第314条の7及び同法附則第5条第2項の規定は、適用しないものとする。

4 地方税法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。

5 この表のB階層からH階層までの階層の世帯であって、同一世帯から2人以上同時に保育所（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所をいう。）、幼稚園（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園をいう。）、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第3条の規定により認定を受けた施設をいう。）、

特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童発達支援及び医療型児童発達支援を利用している小学校就学前子どもが2人以上いる世帯の利用者負担の額については、この表の規定にかかわらず、次のとおりとする。

第1順位の子ども	利用者負担額表に定める額
第2順位の子ども	利用者負担額表に定める額×0.5
第3順位以降の子ども	免除
(注) 入所、入園又は利用している小学校就学前子どものうち、最年長者を第1順位の子どもとし、最年長者の次に年齢の高い者を第2順位の子どもとし、それ以外の子どもを第3順位以降とする。	

別表第3（第6条関係）

3号認定区分（3歳未満の保育を必要とする子どもの区分）利用者負担額表

各月初日の支給認定子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担額（月額）	
区分	定義	保育標準時間	保育短時間
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯	0円	0円
B	A階層を除く市町村民税 特定世帯	0円	0円
	非課税世帯	3,600円	2,600円

C	A階層及びB階層を除き、市町村民税所得割課	48,600円未満	特定世帯	8,000円	5,800円
				10,100円	7,300円
D 1	税世帯であって、その所得割課税額の区分が次の区分に該当する世帯	48,600円以上61,300円未満		13,500円	9,800円
D 2		61,300円以上72,900円未満		17,500円	12,700円
D 3		72,900円以上85,300円未満		22,200円	16,100円
D 4		85,300円以上97,000円未満		27,900円	20,200円
E 1		97,000円以上122,700円未満		31,600円	22,900円
E 2		122,700円以上146,700円未満		39,400円	28,600円
E 3		146,700円以上169,000円未満		42,600円	30,900円
F 1		169,000円以上230,700円未満		49,100円	35,700円
F 2		230,700円以上269,600円未満		51,100円	37,100円
F 3		269,600円以上301,000円未満		55,000円	40,000円
G		301,000円以上397,000円未満		57,000円	41,400円
H		397,000円以上		67,600円	49,100円

備考

- 1 この表において、当該年の8月分までの利用者負担額は前年度の市町村民税を算定基礎とし、9月分から翌年の8月分までの利用者負担額は当年度の市町村民税を算定基礎とする。
- 2 B階層及びC階層における特定世帯とは、次の各号のいずれかに該当する世帯とする。
 - (1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に規定するひとり親家

庭で、現に児童を扶養しているものの世帯

(2) 次に掲げる障害児又は障害者（それぞれ社会福祉施設に措置されている者を除く。）

を有する世帯

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者

イ 療育手帳制度要綱（昭和48年厚生省発児第156号）に定める療育手帳の交付を受けた者

ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児

エ 国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者

オ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健手帳の交付を受けた者

3 C階層からH階層までの階層における地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第2号の所得割を計算する場合には、同法第314条の7及び同法附則第5条第2項の規定は、適用しないものとする。

4 地方税法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。

5 この表のB階層からH階層までの階層の世帯であって、同一世帯から2人以上同時に保育所（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所をいう。）、幼稚園（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園をい

う。)、認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第3条の規定により認定を受けた施設をいう。)、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童発達支援及び医療型児童発達支援を利用している小学校就学前子どもが2人以上いる世帯の利用者負担の額については、この表の規定にかかわらず、次のとおりとする。

第1順位の子ども	利用者負担額表に定める額
第2順位の子ども	利用者負担額表に定める額×0.5
第3順位以降の子ども	免除
(注) 入所、入園又は利用している小学校就学前子どものうち、最年長者を第1順位の子どもとし、最年長者の次に年齢の高い者を第2順位の子どもとし、それ以外の子どもを第3順位以降とする。	

- 6 特定地域型保育事業のうち、次の各号に掲げる事業の利用者負担の額については、利用者負担額表の額に100分の90を乗じて得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。
- (1) 小規模保育事業B型(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)第27条に規定する小規模保育事業B型をいう。)
 - (2) 小規模保育事業C型(同条に規定する小規模保育事業C型をいう。)
 - (3) 小規模型事業所内保育事業(児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業で利用定員が19人以下のものに限る。)
 - (4) 家庭的保育事業(法第29条第1項の確認において定めるものに限る。)

議案第10号

泉南市子ども総合支援センター条例の制定について

泉南市子ども総合支援センター条例を別紙のように定める。

平成26年12月3日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

提案理由

発達障害等を有するために学校生活その他の日常生活に課題のある子ども及びその家族に対し、子育ての支援に資する事業を総合的に行い、もって子どもが健やかに生まれ育つ環境づくりを推進するための拠点として子ども総合支援センターを設置するため、本条例を提案するものである。

泉南市子ども総合支援センター条例

(設置)

第1条 日常生活及び社会生活を営む上で様々な悩みや困難を有する児童やその保護者に対し、その特性、発達段階、生活環境その他の状況に応じ、福祉、教育その他の関連分野における知見を総合した支援を行い、児童の福祉の向上、健全育成及び社会的自立をめざすため、泉南市子ども総合支援センター（以下「センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 泉南市子ども総合支援センター

位置 泉南市信達牧野436番地の1

(事業)

第3条 センターは、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第43条第1号に規定する児童発達支援センターに関する事業
- (2) 療育支援に関する事業
- (3) 家庭児童相談や教育相談等の相談支援事業
- (4) 保育所・幼稚園訪問指導等の児童に係る関係機関の支援事業
- (5) 児童発達支援等に係る研修事業

(6) 前各号に掲げるもののほか、療育に関して市長が必要と認める事業

(休所日)

第4条 センターの休所日は、泉南市の休日に関する条例（平成元年条例第29号）第2条第1項に規定する市の休日とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

(利用時間)

第5条 センターの利用時間は、午前9時から午後5時30分までとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

(利用手続)

第6条 第3条第1号に規定する事業を利用しようとする者は、市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、センター又は事業の利用の承認をしないことができる。

- (1) 利用定員のある事業が利用定員に達しているとき。
- (2) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害する恐れがあるとき。
- (3) 事業を利用しようとする者が感染症の疾患を有するとき。
- (4) センターの管理上支障があるとき。

(利用承認の取り消し等)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用を停止し、若しくは制限し、又は利用の承認を取り消すことができる。

- (1) 前条第2項第2号又は第3号に該当するとき。
- (2) 災害等により施設が利用できないとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるとき。

(利用者負担)

第8条 第3条第1号に規定する事業を利用する者は、法第21条の5の3第2項第2号の規定により定められた額について、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）で定める負担上限月額範囲において、これを負担しなければならない。

2 市長は、前項に規定するもののほか、食事の提供に要する費用その他利用者に負担させることが適当と認められたものについては、規則で定めるところにより、当該利用者から徴収することができる。

（職員）

第9条 センターに所長その他必要な職員を置く。

（委任）

第10条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

議案第 1 1 号

泉南市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

泉南市国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 2 6 年 1 2 月 3 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

提案理由

健康保険法施行令（大正 1 5 年勅令 2 4 3 号）等の一部が改正され、平成 2 7 年 1 月 1 日公布及び同日より施行されることに伴い、本市関係条例についてもこれに合わせて所要の改正を行う必要があるため、本条例を提案するものである。

泉南市条例第 号

泉南市国民健康保険条例の一部を改正する条例

泉南市国民健康保険条例（昭和34年泉南市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「390,000円」を「404,000円」に改め、同項ただし書中「30,000円」を「16,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行日前に出産した被保険者に係る泉南市国民健康保険条例第4条第1項の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

議案第 1 2 号

泉南市農用地整備基金条例の廃止について

泉南市農用地整備基金条例を廃止する条例を別紙のように定める。

平成 2 6 年 1 2 月 3 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

提案理由

泉南市農用地整備基金を廃止するため、本条例を提案するものである。

泉南市条例第 号

泉南市農用地整備基金条例を廃止する条例

泉南市農用地整備基金条例（平成14年泉南市条例第24号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

議案第 13 号

泉南市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

泉南市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 26 年 12 月 3 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

提案理由

次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 28 号）による児童扶養手当法の改正に伴い、条例中の同法の引用条項を改める必要が生じたため、本条例を提案するものである。

泉南市条例第 号

泉南市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

泉南市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年泉南市条例第16号）の一部を次のように改正する。

附則第5条第7項第1号中「第4条第2項第2号若しくは第4号若しくは第3項第2号」を「第13条の2第1項第1号から第3号まで若しくは第2項第1号」に改め、同項第2号中「第4条第2項第3号」を「第13条の2第1項第4号又は第2項第2号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第14号

平成26年度大阪府泉南市樽井地区財産区会計補正予算（第1号）

平成26年度大阪府泉南市の樽井地区財産区会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成26年12月3日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

第1表 歳入歳出予算補正

2. 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
(1) 総務費		3,756	493	4,249
	1) 総務管理費	3,756	493	4,249
(2) 予備費		384,814	△493	384,321
	1) 予備費	384,814	△493	384,321
歳 出 合 計		388,570	0	388,570

平成 2 6 年度

大阪府泉南市樽井地区財産区会計補正予算（第 1 号）事項別明細書

歳 出

(単位：千円)

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
1 総 務 費	3,756	493	4,249		493		
(1)総務管理費	3,756	493	4,249		493		
1)財産管理費	3,756	493	4,249		493		
				節 区 分	金 額		
				8.報 償 費	483		788
				12.役 務 費	10		11
[1]財産管理事業	3,756	493	4,249		493	行革・財産活用室	
				節 区 分	金 額		
				8.報 償 費	483	弁護士報酬	788
				12.役 務 費	10	郵便料 調定等申請手数料	3 7
2 予 備 費	384,814	△493	384,321		△493		
(1)予 備 費	384,814	△493	384,321		△493		
1)予 備 費	384,814	△493	384,321		△493		
[1]予備費事業	384,814	△493	384,321		△493	行革・財産活用室	
歳 出 合 計	388,570	0	388,570				

款 2 予 備 費 項 1 予 備 費 目 1 予 備 費

議案第15号

平成26年度大阪府泉南市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

平成26年度大阪府泉南市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。
（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成26年12月3日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

第1表 歳入歳出予算補正

1. 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
(8) 繰入金		638,592	34,658	673,250
	1)他会計繰入金	638,592	34,658	673,250
(9) 諸収入		745,781	△34,658	711,123
	3)雑入	745,429	△34,658	710,771
歳入合計		8,912,101	0	8,912,101

平成26年度

大阪府泉南市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）事項別明細書

歳 入

(単位：千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
8 繰 入 金		638,592	34,658	673,250			
(1) 他会計繰入金		638,592	34,658	673,250			
	1) 一般会計繰入金	638,592	34,658	673,250	1. 保険基盤安定繰入金	34,658	保険税軽減分 29,469 保険税支援分 5,189
9 諸 収 入		745,781	△34,658	711,123			
(3) 雑 入		745,429	△34,658	710,771			
	6) 雑 入	735,068	△34,658	700,410	1. 雑 入	△34,658	雑入
歳 入 合 計		8,912,101	0	8,912,101			

款 9 諸 収 入 項 3 雑 入 目 6 雑 入

議案第16号

平成26年度大阪府泉南市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

平成26年度大阪府泉南市の介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,860千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,880,831千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成26年12月3日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

第1表 歳入歳出予算補正

1. 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
(3) 国庫支出金		1,000,359	1,552	1,001,911
	2)国庫補助金	184,719	1,552	186,271
(6) 繰入金		804,616	3,308	807,924
	1)他会計繰入金	732,376	3,308	735,684
歳入合計		4,875,971	4,860	4,880,831

2. 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
(1) 総務費		162,377	4,860	167,237
	1) 総務管理費	110,276	4,860	115,136
歳 出	合 計	4,875,971	4,860	4,880,831

平成26年度

大阪府泉南市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）事項別明細書

歳 入

(単位：千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
3	国庫支出金	1,000,359	1,552	1,001,911			
(2)	国庫補助金	184,719	1,552	186,271			
	4) 介護保険事業費補助金		1,552	1,552	7. 介護保険制度改正に伴うシステム改修事業補助金	1,552	
6	繰入金	804,616	3,308	807,924			
(1)	他会計繰入金	732,376	3,308	735,684			
	1) 一般会計繰入金	732,376	3,308	735,684	5. 事務的経費繰入金	3,308	
歳 入 合 計		4,875,971	4,860	4,880,831			

款 6 繰入金 項 1 他会計繰入金 目 1 一般会計繰入金

歳 出

款 1 総 務 費

(単位：千円)

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
1 総 務 費	162,377	4,860	167,237	4,860			
				国庫支出金 1,552			
				繰入金 3,308			
(1)総務管理費	110,276	4,860	115,136	4,860			
				国庫支出金 1,552			
				繰入金 3,308			
1)一般管理費	110,276	4,860	115,136	4,860			
				国庫支出金 1,552			
				繰入金 3,308			
				節 区 分	金 額		
				13. 委 託 料	4,860		7,257
[2]介護保険事務事業	12,108	4,860	16,968	4,860		長寿社会推進課	
				国庫支出金 1,552			
				[介護保険制度改正に伴うシステム改修事業補助金 1,552]			
				繰入金 3,308			
				[事務的経費繰入金 3,308]			

				節 区 分	金 額		
				13. 委 託 料	4,860	介護保険システム保守等委託料	7,257
歳 出 合 計	4,875,971	4,860	4,880,831	4,860			
				国庫支出金	1,552		
				繰入金	3,308		

款 1 総 務 費 項 1 総務管理費 目 1 一般管理費